

出雲市公共施設等総合管理計画

平成28年3月策定

(令和4年3月改訂)

(令和8年3月改訂)

出 雲 市

目 次

I	計画の趣旨と計画期間	4
1.	計画の策定にあたって	4
2.	計画期間等.....	4
3.	対象施設	5
II	公共施設をとりまく現状.....	6
1.	人口推計（出雲市デジタル田園都市構想総合戦略）	6
2.	財政状況の推計等.....	8
	（1）出雲市財政計画（普通会計）	8
	（2）水道事業・下水道事業	10
III	公共施設等の状況.....	11
1.	公共建築物の延床面積の状況.....	11
2.	インフラ資産の保有状況	15
IV	過去に行った対策とその効果	17
1.	過去に行った対策.....	17
2.	施設保有量の推移.....	18
	（1）公共建築物の保有量の推移	18
	（2）インフラ資産の保有量の推移	18
V	将来経費の見通し.....	19
1.	公共施設等を単純更新した場合の将来経費の推計	19
	（1）公共建築物の建替等にかかる将来経費の推計	19
	（2）インフラ資産の更新にかかる将来経費の推計	20
	（3）公共施設等全体の将来経費の推計	23
2.	有形固定資産減価償却率の推移	24
	（1）公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移	24

(2) インフラ資産の有形固定資産減価償却率の推移	24
3. 公共施設等を長寿命化対策した場合の将来経費の見通し	25
VI 公共施設等の総合的な取組の基本方針	26
1. 公共施設等を取りまく課題	26
2. 総合的な取組の基本方針	26
VII 具体的な取組方針	27
1. 基本的な取組方針	27
(1) 保有量の適正化	27
(2) 施設の長寿命化	31
(3) 維持管理経費の縮減	32
(4) 民間活力の導入（PPP※の活用）	33
(5) ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の推進	34
2. 施設類型ごとの取組方針等	35
(1) 公共建築物に関する主な計画	35
(2) インフラ資産に関する主な計画	39
VIII 施設の解体方針	41
1. 解体計画の策定	41
IX 総合的な取組の推進体制	42
1. 総合的かつ計画的な取組を実現するための体制の構築方針	42
(1) 維持管理に関する体制	42
(2) 統廃合や民間譲渡等の取組	42
2. 情報の管理及び共有	43
3. フォローアップ体制	43

I 計画の趣旨と計画期間

1. 計画の策定にあたって

本市は、平成17年に2市4町が合併して誕生し、平成23年には新たに1町と合併しました。公共建築物については、合併前の7市町が保有する施設をほぼそのまま引き継いだため、多くの建築物を保有することとなり、道路等のインフラ資産についても、広い市域を網羅しており、その保有量も相当量にのぼっています。本市が保有する公共施設等の中には、整備後相当の年数が経ち、老朽化や耐震性の問題から安全面を憂慮する施設もあり、今後大規模改修及び建替、更新や長寿命化の取組が必要となっている施設もあります。こうした施設の現状がある中で将来の状況を勘案すると、少子高齢化の進行や人口の減少及び人口構造の変化、公共施設等に対する住民ニーズの変化が想定されること、また、今後の財政運営では、社会保障経費の増加等により厳しさを増す見込であることから、公共施設等の管理にはこれらを考慮する必要があります。

こうしたことから、平成28年3月、公共施設等の保有量や大規模改修及び建替、更新の将来見通し等を分析し、公共施設等の保有量の適正化に向けた取組を推進するとともに、施設の効率的・効果的な維持管理と長寿命化を図るため、本市は「出雲市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、国において、平成30年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が改訂され、また令和3年1月には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が発出されたことを受け、本市は令和4年3月に、有形固定資産減価償却率の推移、過去に行った対策の実績等の追加等による本計画の改訂を行い、内容の充実を図ったところです。

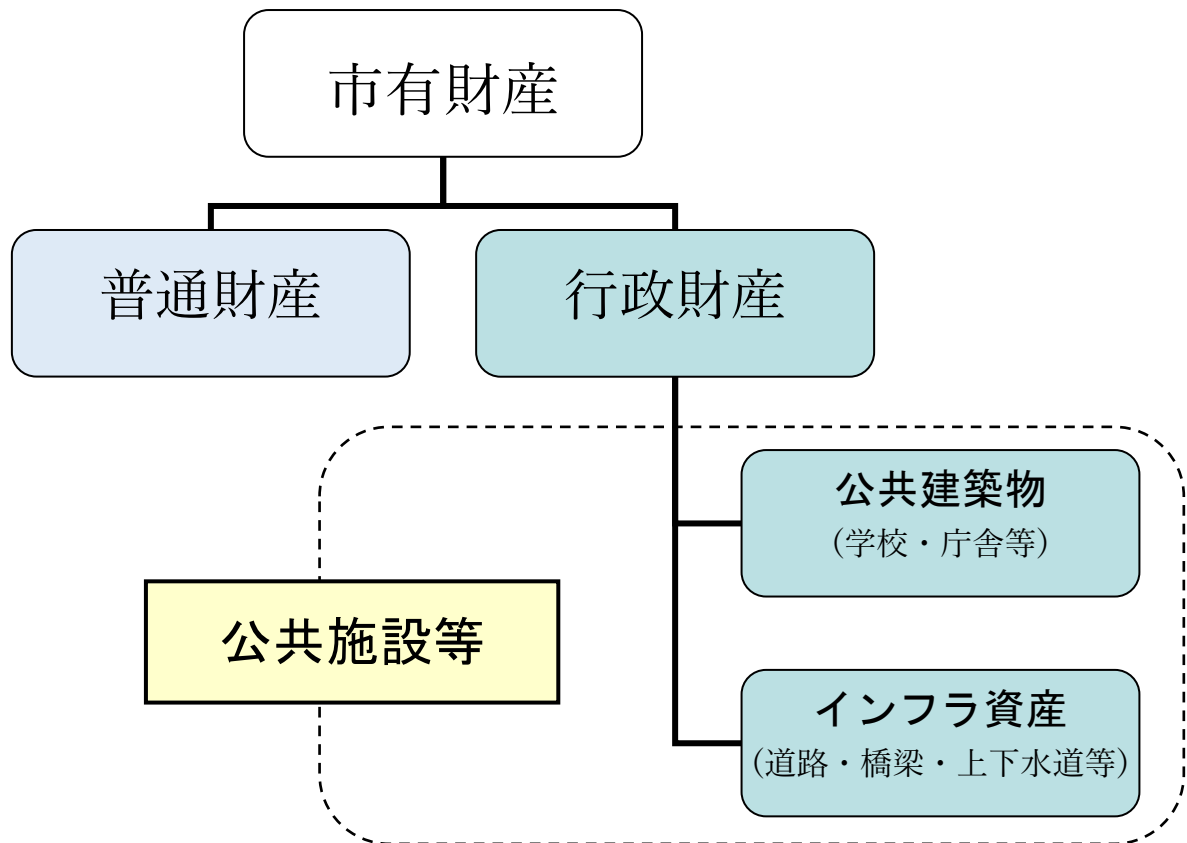
このたび、計画策定から10年が経過し、新たな目標値を設定する必要があることや施設の保有状況や将来見通しを直近の数値に更新するため、本計画の改訂を行います。

2. 計画期間等

本計画の計画期間は、平成28年度から令和27年度までの30年間とします。ただし、計画の内容については、必要に応じ見直しを行います。

3. 対象施設

本計画の対象施設は、以下に示す本市が保有する公共施設等を対象とします。なお、本計画においては、いわゆる「ハコモノ施設」については公共建築物、ハコモノ施設以外の施設についてはインフラ資産として整理します。



Ⅱ 公共施設をとりまく現状

1. 人口推計（出雲市デジタル田園都市構想総合戦略）

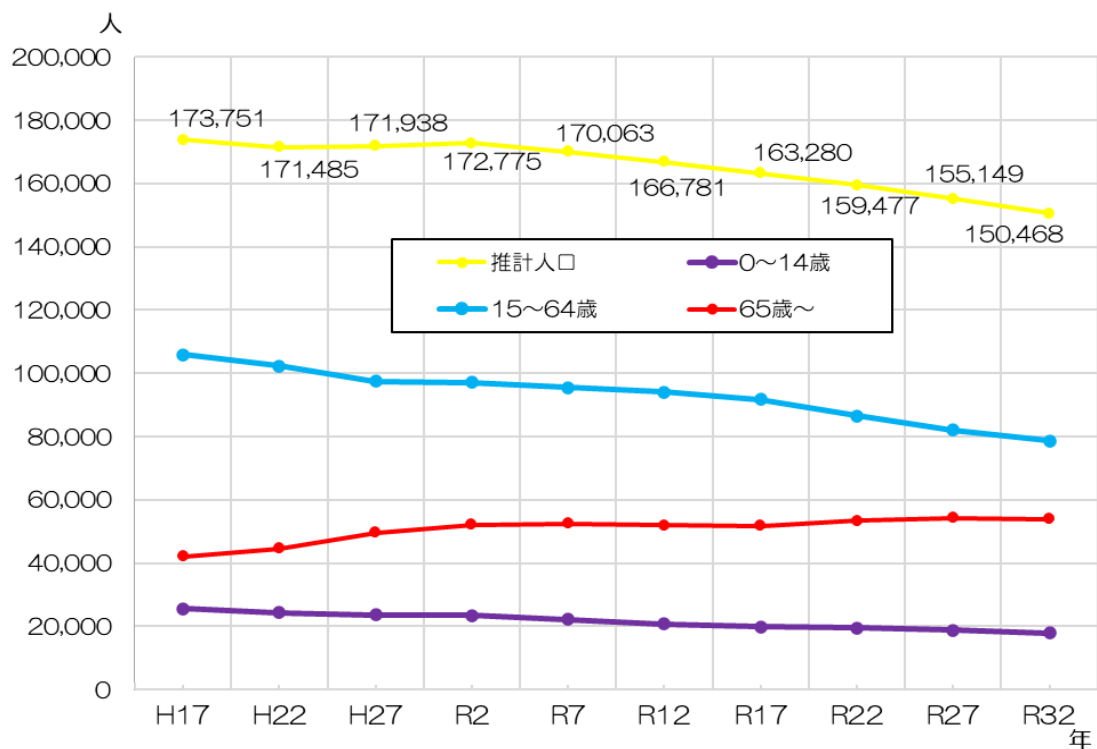
令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計では、令和12年の本市の推計人口は16万人台とされており、人口減少がもたらす様々な問題も懸念されます。今後、一層進むと思われる人口減少に対して、出生数の増による「自然減」の抑制と転入者の増による「社会増」の促進に取り組み、人口減少を抑制していく必要があります。

本市は、令和7年2月に、「出雲市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、この中の「人口ビジョン」において、目標人口推計を行っています。

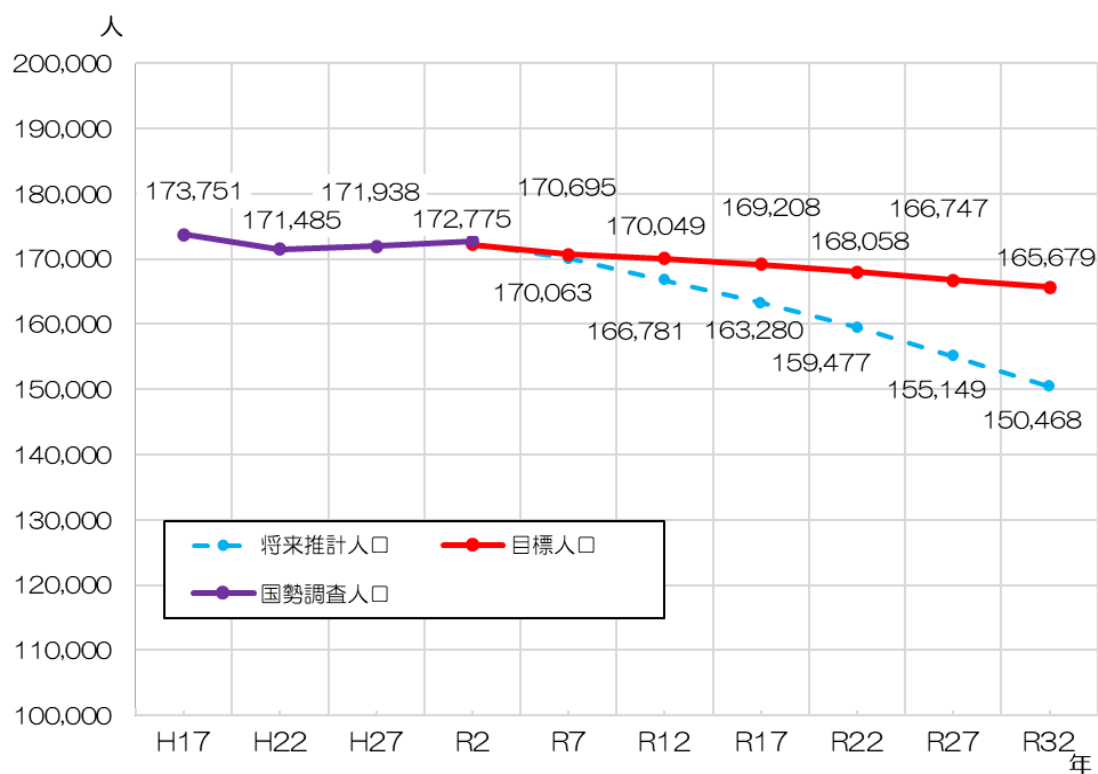
「人口ビジョン」における目標人口推計においては、今後展開される国県や市の政策の効果等を勘案し、合計特殊出生率の上昇と他自治体からの転入増を考慮しています。

このような人口構造の変化を捉えることは、公共施設等の需要や課題を考えていく上で重要な要素です。

国立社会保障・人口問題研究所推計人口（総人口及び年齢区分別人口）



政策による効果を仮定した目標人口推計（人口ビジョン）



（参考）目標人口（出雲市独自推計）の考え方

①合計特殊出生率の上昇

- ・ 2025年には合計特殊出生率が1.7程度に上昇することを想定して算出
 - ・ 2030年には人口置換水準※である2.1まで上昇することを想定して算出
- ※人口置換水準：人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準のこと

②社会増（転入者数－転出者数）の維持

- ・ 5年間で社会増2,000人を見込んで算出

2. 財政状況の推計等

(1) 出雲市財政計画（普通会計）

出雲市財政計画については令和6年度に見直しを行い、以下の策定方針を示しています。計画期間は、令和7年度から令和16年度の10年間です。

出雲市財政計画の策定方針

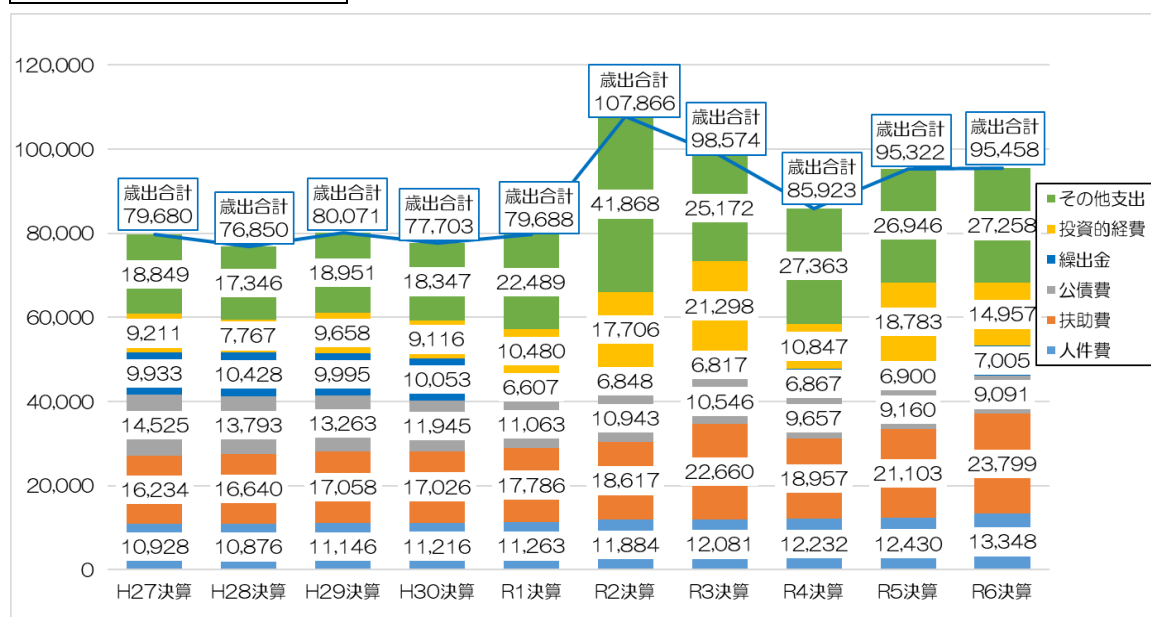
- ①行政の効率性を高めながら、財政力に見合った歳出規模となるよう計画し、経常的な財政需要の増加を踏まえ、期間後半は800億円台前半の水準とする。
- ②市債残高を計画の最終年度には600億円台前半まで縮減する。
- ③計画の最終年度には実質公債費比率を12%未満、将来負担比率を100%未満に抑える。
- ④財政調整基金及び減債基金の残高を最低でも20億円以上確保する。

歳入面では、市税が240億円程度で推移することを見込んでいますが、地方交付税の普通交付税は、合併特例債などの交付税措置率の高い起債の償還終了等により減少する見込みです。

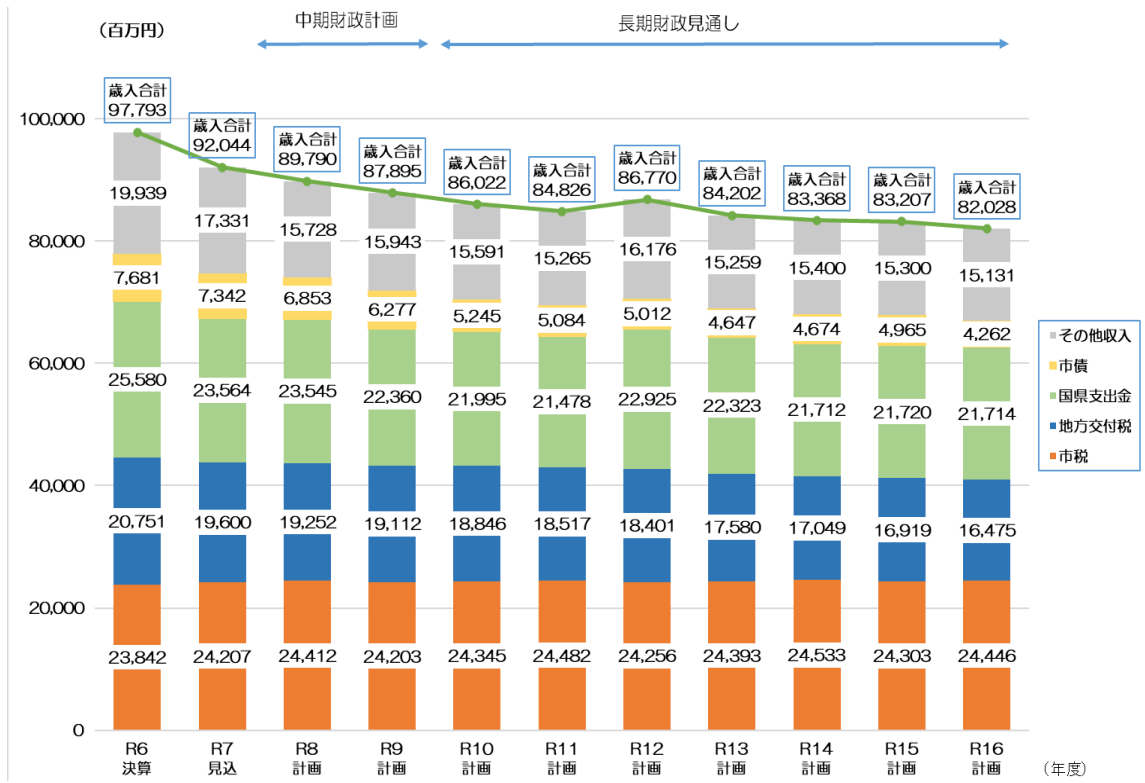
歳出面では、障がい者福祉や子育て支援関係の給付費の伸びによる扶助費の増加や、近年整備した出雲エネルギーセンターや出雲市総合体育館の起債元金償還開始に伴う一時的な公債費の増加を見込んでいます。投資的経費については、行政センター整備や小学校の長寿命化等の大規模事業があり、令和7年度から令和9年度は100億円を超える規模ですが、計画期間後半は、ほぼ70億円台で推移しています。

近年の物価高騰や賃金上昇により、今後も厳しい財政運営が見込まれ、すべての施設を更新していくことが難しい状況となっています。

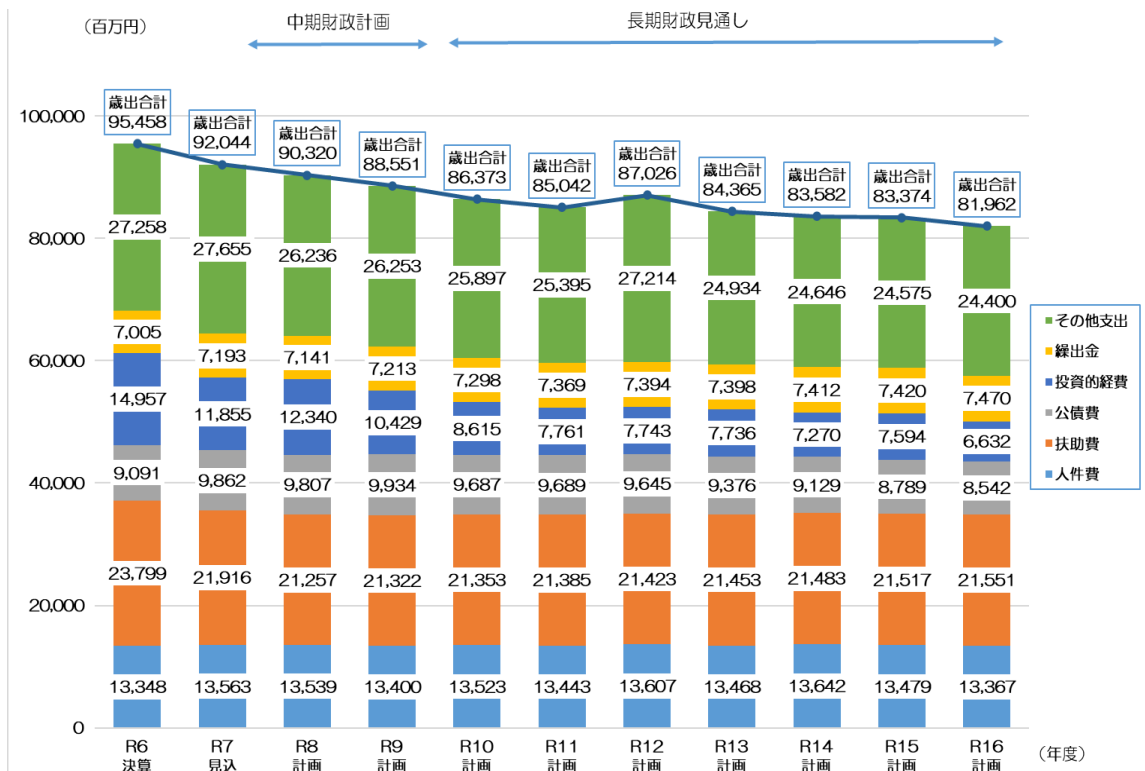
近年の性質別決算額の推移



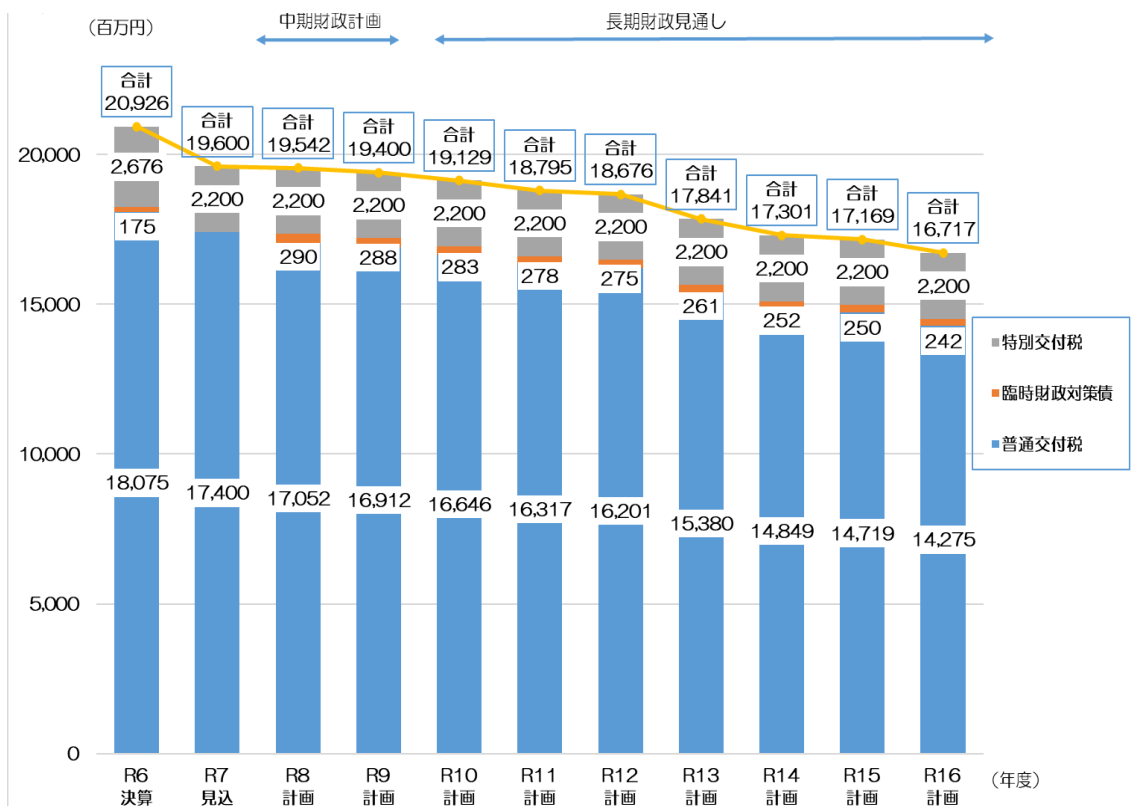
歳入計画



歳出計画



地方交付税推計



(2) 水道事業・下水道事業

水道事業・下水道事業について、直近5年間の建設改良費の実績をみると、水道事業は平均で約18億円、下水道事業は約22億円となっています。

直近5年間の建設改良費（水道事業・下水道事業）

(億円)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	直近5年平均
水道事業	18.1	16.6	15.5	22.3	19.3	18.4
下水道事業	28.5	21.0	20.6	20.9	17.7	
公共下水道事業	26.9	19.3	19	19.3	15.7	21.7
農業・漁業集落排水事業	1.6	1.7	1.6	1.6	2	
浄化槽設置事業	0	0	0	0	0	

※地方公営企業決算状況調査

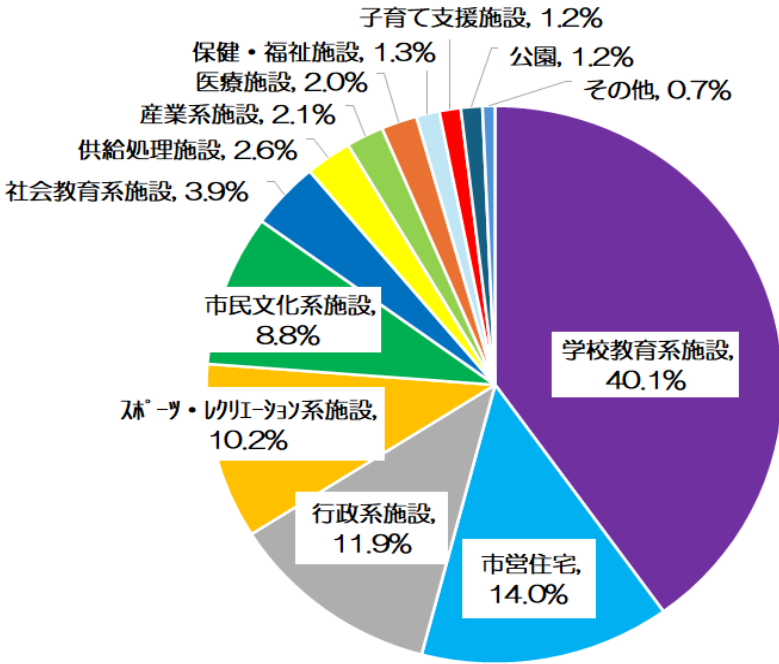
Ⅲ 公共施設等の状況

１．公共建築物の延床面積の状況

◆施設用途別延床面積

施設用途別延床面積構成比

本市が保有する公共建築物については、令和６年度末で、延床面積合計が約８０万㎡となっています。その内訳は、学校教育系施設が最も多く全体の４０．１％を占め、次に市営住宅が１４．０％、庁舎・環境関連施設等の行政系施設が１１．９％、スポーツ・レクリエーション系施設が１０．２％等となっています。



施設数・延床面積

区分	施設数			延床面積	施設例
	普通会計	普通会計以外 ※	合計		
学校教育系施設	76		76	319,081	小中学校及び幼稚園、給食センター、科学館等
市営住宅	53		53	111,150	公営住宅、特定公共賃貸住宅等
行政系施設	290	1	291	94,965	庁舎、消防施設、環境関連施設等
スポーツ・レクリエーション系施設	50		50	80,939	体育館、野球場、温浴施設、キャンプ場等
市民文化系施設	64		64	69,673	市民ホール、集会施設、コミセン等
社会教育系施設	35		35	31,317	図書館、博物館、郷土資料館等
供給処理施設		236	236	20,567	下水道排水処理施設、水道関連施設等
産業系施設	122		122	16,907	産業関連施設、揚排水機場等
医療施設	4	1	5	16,081	診療所、病院
保健・福祉施設	17		17	10,285	介護保険施設、福祉センター等
子育て支援施設	31		31	9,845	保育園、児童クラブ等
公園	130		130	9,440	都市公園、普通公園等（東屋・トイレ等）
その他	41	2	43	5,733	駐車場等
合計	913	240	1,153	795,983	

※延床面積は「令和６年度(2024)財産に関する調書」における行政財産の延床面積と

令和６年度末の公営企業会計（水道事業・病院事業）所管の延床面積の合計

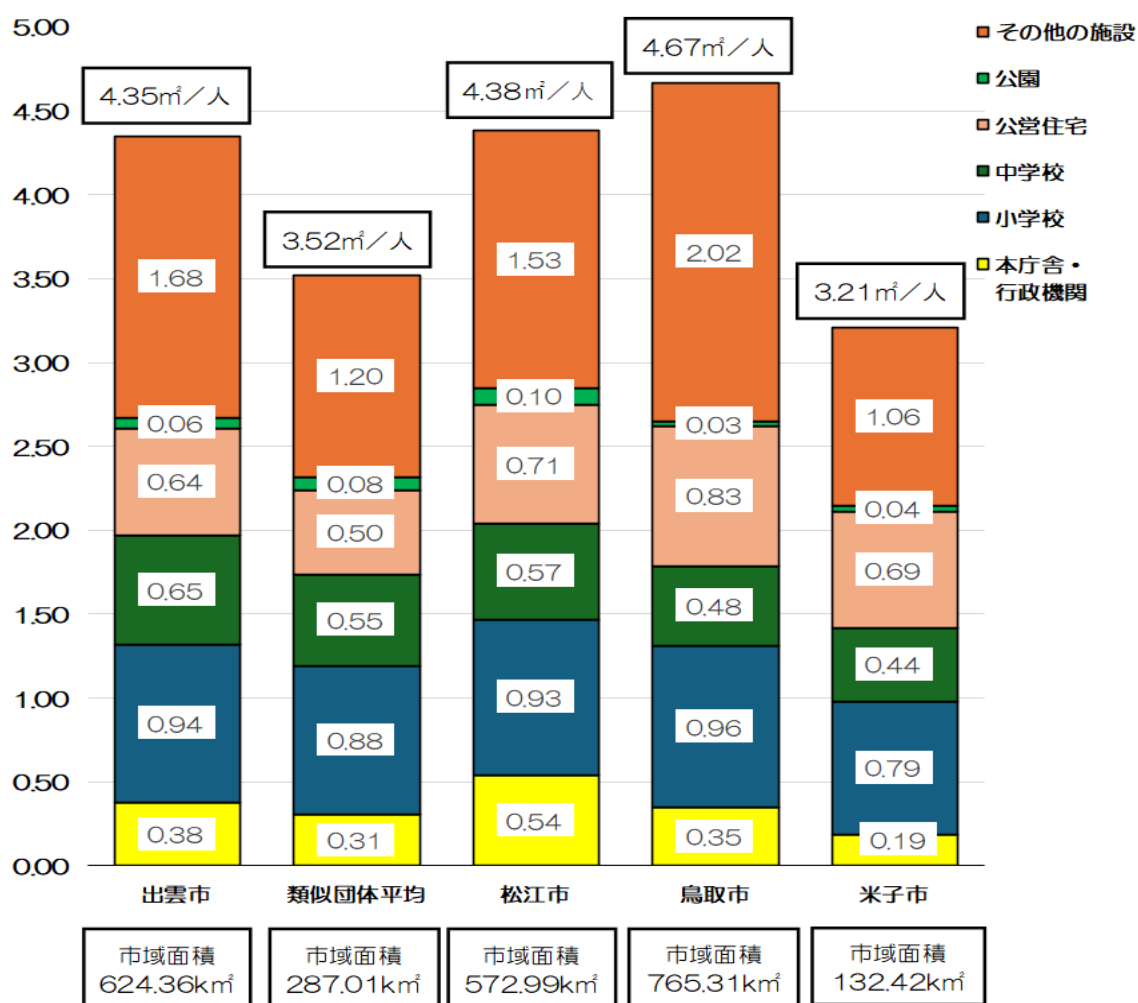
※普通会計以外：水道事業・下水道事業、病院事業

◆人口一人当たりの延床面積

令和5年度末の本市の人口一人当たりの延床面積は、4.35㎡/人です。

近隣自治体との比較では、本市は松江市や鳥取市を下回るものの、類似団体平均と比較すると上回っています。

人口一人当たりの延床面積（公営企業会計分を除く）



* 公共建築物の延床面積は令和6年度に実施された「公共施設状況調査」における令和5年度末の数値

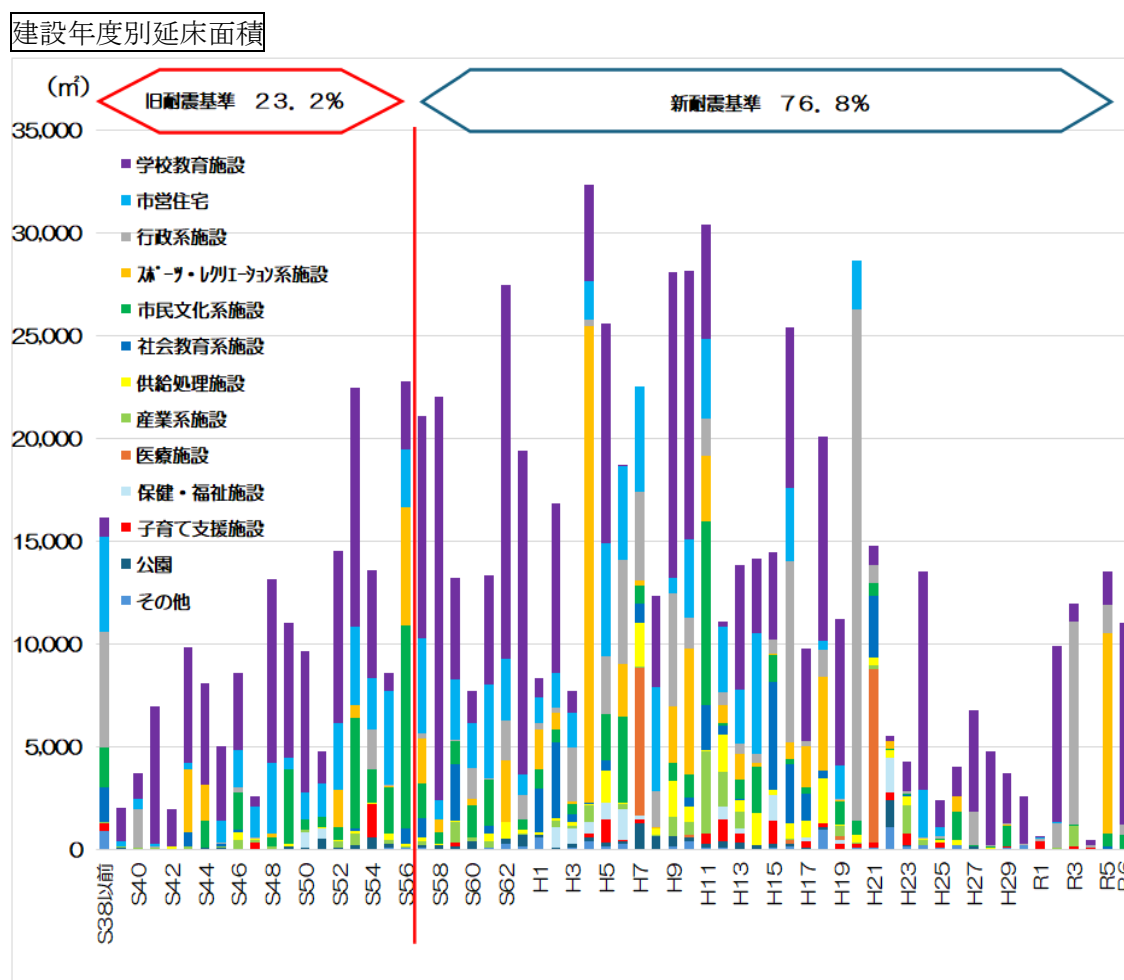
* 公共施設状況調査は公営企業会計（水道事業・病院事業等）の施設は調査対象外

* 人口は令和2年度国勢調査人口で算出

* 市域面積は令和2年10月現在

◆建設年度別延床面積

現在使用している公共建築物の多くは、新耐震基準で整備されています。一方、公共建築物の約2割が昭和56年度以前の旧耐震基準で建設されたものです。多くの施設で、耐震補強等の対策を行っていますが、補強等が必要な施設については、計画的に対策工事をしていく必要があります。



○昭和38年度以前分…令和6年度から60年より前の建築分

参考：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会著）

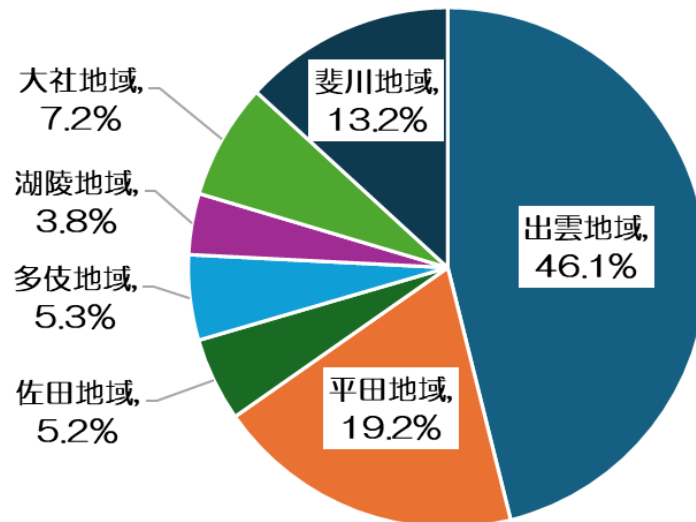
鉄筋コンクリート造の普通の品質の建築物の目標耐用年数の代表値60年

○新耐震基準…昭和56年に建築基準法が改正された際に導入された耐震基準。中規模の地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、大規模の地震（震度6から震度7程度）に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

◆地域別延床面積

地域別の延床面積の構成比は次のとおりです。また、地域別に人口一人当たりの延床面積を算出してみると、人口の少ない地域ほど一人当たりの延床面積が広い傾向にあります。

地域別延床面積構成比



地域別の人口一人当たり延床面積

地域名	延床面積(m ²)			R2国調人口 (人)	延床面積／ 人口(m ²)
	普通会計	普通会計 以外 ※	合計		
出雲地域	358,996	8,217	367,213	94,985	3.87
平田地域	131,220	21,842	153,062	23,625	6.48
佐田地域	38,822	2,534	41,357	2,988	13.84
多伎地域	40,200	1,472	41,672	3,202	13.01
湖陵地域	30,341	251	30,592	5,017	6.10
大社地域	56,389	928	57,318	13,916	4.12
斐川地域	101,395	3,375	104,770	29,042	3.61
合計	757,363	38,620	795,983	172,775	4.61

※延床面積は「令和6年度(2024)財産に関する調書」における行政財産の延床面積と

令和6年度末の公営企業会計（水道事業・病院事業）所管の延床面積の合計

※普通会計以外：水道事業・下水道事業、病院事業

2. インフラ資産の保有状況

◆インフラ資産別保有量

道路・橋梁や水道・下水道施設等のインフラ資産は、産業、経済、文化の発展の基盤であり、市民生活や地域経済の活動を支えています。主なインフラ資産の保有量は、次のとおりです。

主なインフラ資産の保有量

種別			延長等	面積
普通 会計	市道	幹線1級市道	234,423m	1,833,977m ²
		幹線2級市道	261,263m	1,632,238m ²
		その他市道	2,487,877m	10,910,721m ²
		合計	2,983,563m	14,376,936m ²
	農道		225,157m	—
	林道		170,853m	—
	橋梁	橋長15m以上	375橋	136,791m ²
		橋長10～15m	243橋	
		橋長10m未満	1,886橋	
		合計	2,504橋	
	公園		198箇所	2,324,426m ²
普通 会計 以外	水道管路		1,776,260m	—
	水道管路（簡易水道）		0m	—
	下水道管路		1,214,400m	—

※令和6年度末数値（市道・橋梁は令和7年4月1日現在）

※市道の面積は、法面等を除いた道路部分の面積

※幹線1級市道：地方生活圏及び大都市圏域の基幹道路網を形成するのに必要な市道で、一定の要件を満たすもの

※幹線2級市道：国道、県道及び幹線1級市道を補完し、基幹道路網の形成に必要な市道で、一定の要件を満たすもの

◆人口一人当たりのインフラ資産保有量

令和５年度末の本市の人口一人当たりの市道・農道・林道の延長は、１９．６ｍです。

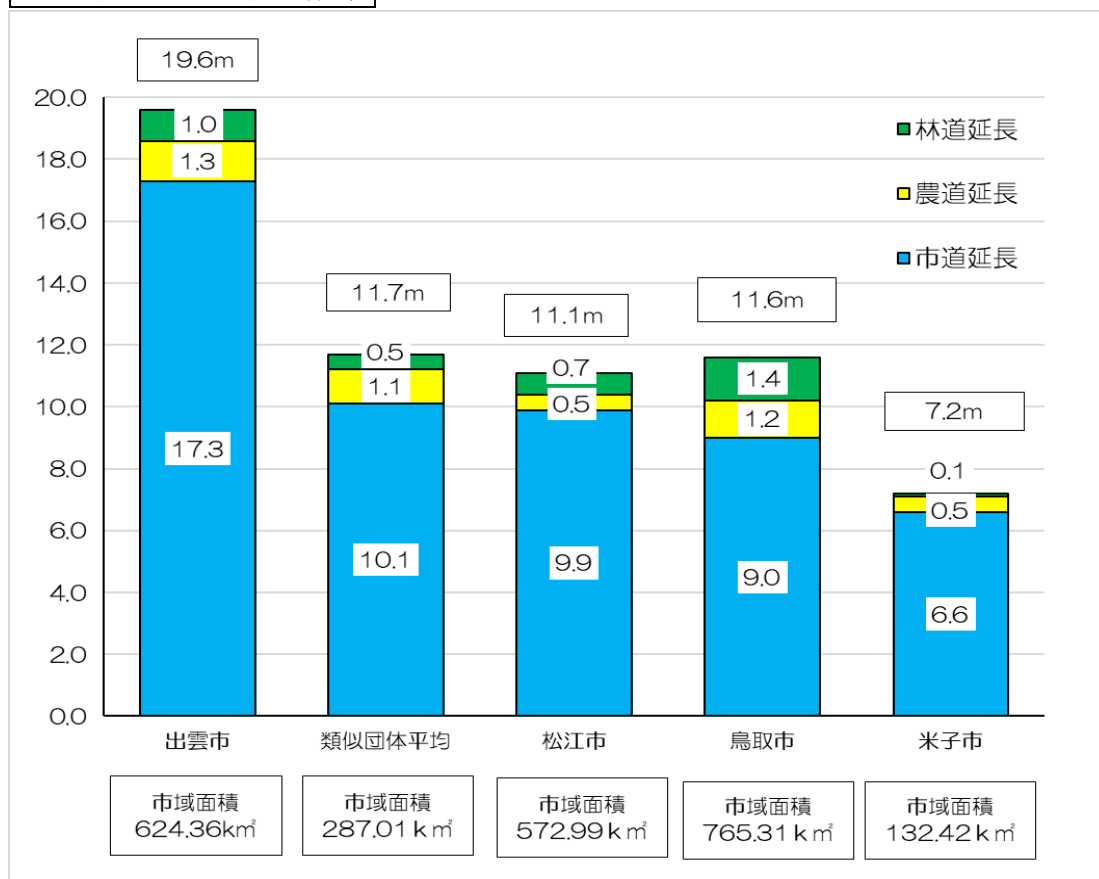
近隣自治体及び類似団体平均と比較すると、市道等の延長は長くなっています。

市道等の延長の状況

	出雲市	類似団体平均	松江市	鳥取市	米子市
市道延長(m)	2,982,072	1,706,839	2,009,059	1,695,614	978,105
農道延長(m)	224,903	178,159	93,792	229,873	79,842
林道延長(m)	170,853	88,586	138,228	271,240	19,928
合計	3,377,828	1,973,584	2,241,079	2,196,727	1,077,875

※路線延長は令和６年度に実施された「公共施設状況調査」における令和５年度末の数値

人口一人当たりの市道等延長



※路線延長は令和６年度に実施された「公共施設状況調査」における令和５年度末の数値

※人口は令和２年度国勢調査人口で算出

※市域面積は令和２年１０月現在

Ⅳ 過去に行った対策とその効果

1. 過去に行った対策

	項 目	内 容
1	出雲市公共施設のあり方指針に基づく見直し	【第1次指針】 [H27～R4] 廃止又は使用中止7施設、民間譲渡15施設、地元移譲1施設、管理運営改善5施設、用途変更3施設の取組を完了 【第2次指針】 [R5～R6] 廃止又は使用中止1施設、民間譲渡2施設（うち1施設は貸付）、地元移譲1施設の取組を完了
2	公共施設の耐震化	【学校施設】 [H24～R6] 幼稚園、小学校、中学校の耐震化完了 【その他の施設】 [H30] 出雲市民会館（大ホール天井）の耐震化完了 [R1] 直江コミュニティセンターの耐震化完了 [R3] 伊野コミュニティセンターの耐震化完了 [R4] 灘分コミュニティセンター、市営小伊津住宅の耐震化完了 [R5] 東コミュニティセンター、鰯淵コミュニティセンターの耐震化完了
3	PFI※ ¹ 方式の活用	[R3] 出雲市総合体育館の整備及び管理運営にPFI方式を採用
4	サウンディング型市場調査※ ² の実施	[R1] 廃校となった小学校3校、中学校1校について実施 [R2] 廃校となった小学校2校について再実施 [R3] 出雲いりすの丘公園について実施 [R5] マリントラソ出雲について実施 [R6] 出雲平成温泉（平成スポーツ公園）について実施
5	再生可能エネルギーの活用	[R3] 出雲エネルギーセンターで発電した電力を公共施設に供給開始
6	簡易水道事業の統合	[H28] 簡易水道事業を上水道事業に統合

※1 PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略称。公共施設等の整備・運営を行うにあたり、民間事業者が資金を調達し、設計から建設、運営までを一括して実施するもの。

※2 サウンディング型市場調査

市有地等の利活用に関する事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進行させるための情報収集を目的とした調査手法。

2. 施設保有量の推移

(1) 公共建築物の保有量の推移

保有量の適正化に向けた取組等により、総延床面積は10年間で約4万6千㎡減少しています。

分類	平成26年度末 延床面積	令和6年度末 延床面積	増減	比率
学校教育系施設	327,878㎡	319,081㎡	▲ 8,797㎡	97.3%
市営住宅	110,597㎡	111,150㎡	553㎡	100.5%
行政系施設	105,142㎡	94,965㎡	▲ 10,177㎡	90.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	90,543㎡	80,939㎡	▲ 9,604㎡	89.4%
市民文化系施設	70,675㎡	69,673㎡	▲ 1,002㎡	98.6%
社会教育系施設	26,217㎡	31,317㎡	5,100㎡	119.5%
供給処理施設	18,164㎡	20,567㎡	2,403㎡	113.2%
産業系施設	30,500㎡	16,907㎡	▲ 13,593㎡	55.4%
医療施設	16,081㎡	16,081㎡	0㎡	100.0%
保健・福祉施設	17,114㎡	10,285㎡	▲ 6,829㎡	60.1%
子育て支援施設	10,111㎡	9,845㎡	▲ 266㎡	97.4%
公園	9,348㎡	9,440㎡	92㎡	101.0%
その他	9,187㎡	5,733㎡	▲ 3,454㎡	62.4%
合計	841,555㎡	795,983㎡	▲ 45,572㎡	94.6%

(2) インフラ資産の保有量の推移

種別			平成26年度末 延長等	令和6年度末 延長等	増減	比率
普通 会 計	市道	幹線1級市道	232,442m	234,423m	1,981m	100.9%
		幹線2級市道	261,127m	261,263m	136m	100.1%
		その他市道	2,464,367m	2,487,877m	23,510m	101.0%
		合計	2,957,936m	2,983,563m	25,627m	100.9%
	農道		230,689m	225,157m	▲ 5,532m	97.6%
	林道		169,615m	170,853m	1,238m	100.7%
	橋梁	橋長15m以上	346橋	375橋	29橋	108.4%
		橋長10～15m	228橋	243橋	15橋	106.6%
		橋長10m未満	1,969橋	1,886橋	▲ 83橋	95.8%
		合計	2,543橋	2,504橋	▲ 39橋	98.5%
	公園		187箇所	198箇所	11箇所	105.9%
普通 会 計 以外	水道管路（水道）		1,446,140m	1,776,260m	330,120m	122.8%
	水道管路（簡易水道）		445,322m	0m	▲ 445,322m	—
	下水道管路		1,178,328m	1,214,400m	36,072m	103.1%

※市道、橋梁の数値は平成27年4月1日現在、令和7年4月1日現在

※公園は都市計画区域内の数

※簡易水道は平成29年3月31日をもって上水道に統合

V 将来経費の見通し

1. 公共施設等を単純更新した場合の将来経費の推計

(1) 公共建築物の建替等にかかる将来経費の推計

現在の公共建築物を耐用年数経過時に単純に更新していく場合、令和8年度以降の20年間で発生する大規模改修及び建替経費は、普通会計分で約1,436億円、普通会計以外（水道・下水道・病院事業）で約53億円と推計しています。これを年平均にすると、普通会計分71.8億円、普通会計以外で2.7億円が必要となる見込です。また、令和8年度から令和12年度の5年間においては、建替等にかかる経費は市全体で年間約85億円を超える見込です。

令和8年度以降20年間に必要な大規模改修及び建替経費推計

(単位：億円)

分類	普通会計								
	学校教育系	市営住宅	行政系	スポーツ・レクリエーション系	市民文化系	社会教育系	産業系	医療	保健・福祉
大規模改修	174.5	61.0	127.0	34.1	50.4	39.2	26.2	1.2	8.5
建替	467.9	110.4	27.6	119.1	113.1	21.9	11.9	0.0	4.3
合計	642.4	171.4	154.6	153.2	163.5	61.1	38.1	1.2	12.8

分類	普通会計				普通会計以外				合計
	子育て支援	公園	その他	合計	水道	下水道	病院	合計	
大規模改修	8.7	7.3	6.1	544.2	11.0	14.9	21.1	47.0	591.2
建替	7.6	7.6	0.2	891.6	6.4	0.0	0.0	6.4	898.0
合計	16.3	14.9	6.3	1,435.8	17.4	14.9	21.1	53.4	1,489.2

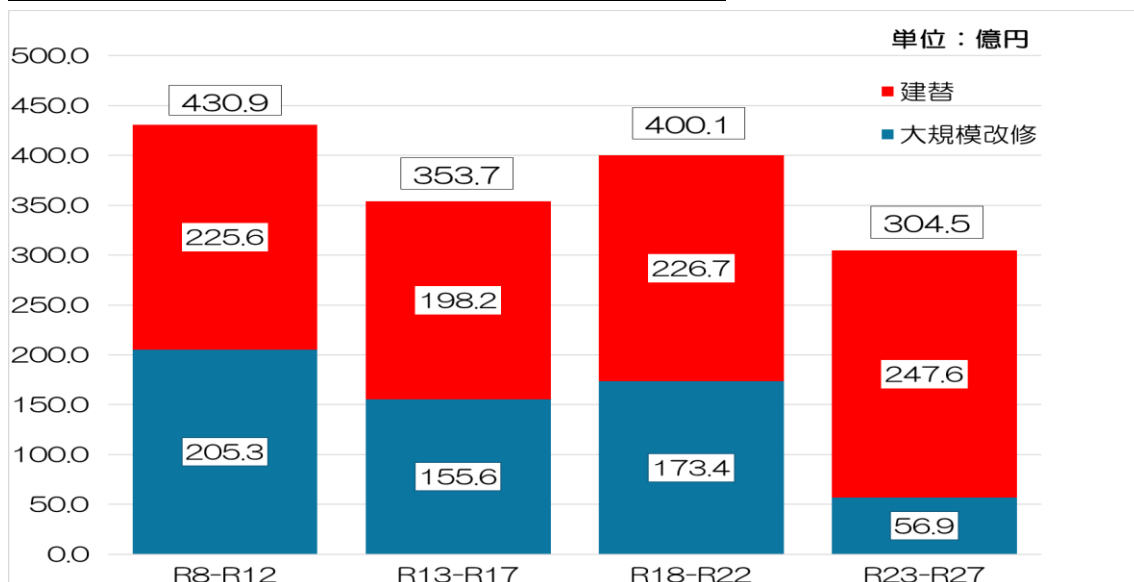
計画期間における1年当たりの平均経費所要額

普通会計分 1,435.8億円÷20年＝71.8億円

普通会計以外 53.4億円÷20年＝2.7億円

計 74.5億円

年度別大規模改修及び建替経費推計総額（R8-R27）



（２）インフラ資産の更新にかかる将来経費の推計

インフラ資産について、１年当たりの更新経費は、普通会計分である市道等道路関係で 60.1 億円、普通会計以外（水道・下水道事業）の管路関係で 74.0 億円と試算しています。また、今後 20 年間で必要となる更新経費は、道路関係の更新経費が 1,202 億円、管路関係の更新経費が 1,480 億円と見込んでいます。

インフラ資産の更新経費

種別		１年当たりの 更新経費	今後 20 年間に必要な 更新経費
普通 会計	道路関係計	60.1 億円	1,202 億円
	市道	45.0 億円	900 億円
	橋梁	10.2 億円	204 億円
	農道・林道	4.9 億円	98 億円
普通 会計 以外	管路関係計	74.0 億円	1,480 億円
	水道	43.9 億円	878 億円
	下水道	30.1 億円	602 億円
合計		134.1 億円	2,682 億円

(参考) 将来経費算出の考え方

試算方法及び単価は、総務省が提供する更新費用試算ソフトを参考としました。

公共建築物

【基本的な経費算出方法について】

- ・大規模改修の実施年度は建築後30年とする。
- ・建替の実施年度は建築後60年とする。建築後60年を経過し、既に建替年度を過ぎている施設については、今後10年以内で建替を行うものとする。
- ・現時点で廃止される見込の施設や使用していない施設は、経費を算出していない。
- ・大規模改修及び建替に要する経費の単価は、下表のとおりとする。

公共施設分類	大規模改修	建替
学校教育系施設、公園、子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、 供給処理施設、その他	20万円/㎡	36万円/㎡
医療施設、行政系施設、産業系施設、 市民文化系施設、社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡

※単価は財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成23年3月）」による。

※施設の耐用年数については、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数（60年）とする。

インフラ資産

【道路関係】

○市道 更新単価：4,700円/年/m²

- ・単価は「道路統計年報」(2009)に示された舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定
- ・耐用年数は、法定耐用年数(10年)、舗装の一般的な供用寿命(12～20年)を踏まえ、15年とする
- ・道路部面積を耐用年数15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定
道路部面積÷15年×更新単価＝1年当たりの更新経費

○橋梁 更新単価：448,000円/年/m²

- ・単価は「道路橋年報」(平成19～20年度版)に示された道路橋の工事实績から算出されたものから設定
- ・耐用年数は法定耐用年数60年
- ・全整備面積を耐用年数60年で割った面積を毎年度更新していくと仮定
橋梁面積÷60年×更新単価＝1年当たりの更新経費

○農道・林道

- ・市道に準じ算出
- ・公式に道路面積の数値を算出していないため、平均幅員等を参考に面積を算出

【管路関係】

○水道事業

- ・布設替えの単価は、流域別下水道整備総合計画調査指針(H20)に示された計算方法により設定
- ・更新単価は次のとおり

導水管及び送水管	～300mm未満	100,000 円/m
	300～500mm未満	114,000 円/m
	500～1,000mm未満	161,000 円/m
配水管	～150mm以下	97,000 円/m
	150～200mm以下	100,000 円/m
	200～250mm以下	103,000 円/m
	250～300mm以下	106,000 円/m
	300～350mm以下	111,000 円/m
	350～400mm以下	116,000 円/m
	400～450mm以下	121,000 円/m
	450～500mm以下	128,000 円/m
	500～600mm以下	142,000 円/m
	600～700mm以下	158,000 円/m

- ・耐用年数は法定耐用年数40年
- ・管路延長を耐用年数40年で割った延長を毎年度更新していくと仮定
管路延長÷40年×更新単価＝1年当たりの更新経費

○下水道事業 更新単価124,000円/年/m

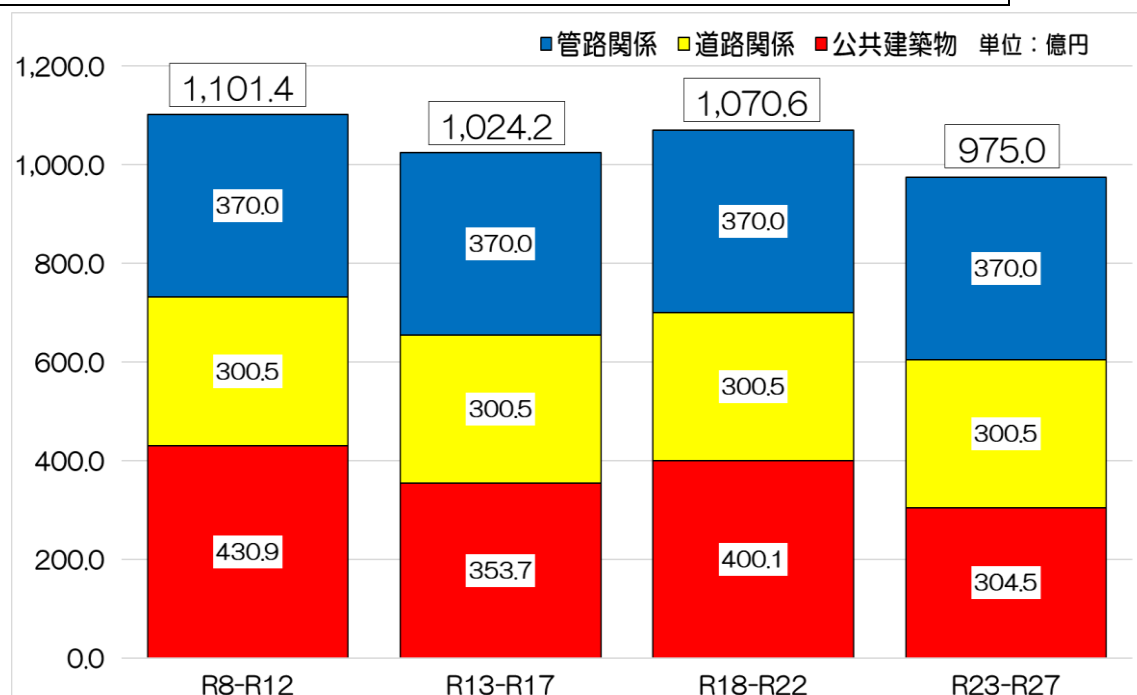
- ・布設替えの単価は、流域別下水道整備総合計画調査指針(H20)に示された計算方法により設定
- ・耐用年数は法定耐用年数50年
- ・管路延長を耐用年数50年で割った延長を毎年度更新していくと仮定
管路延長÷50年×更新単価＝1年当たりの更新経費

(3) 公共施設等全体の将来経費の推計

公共施設等を耐用年数まで使用し、すべて大規模改修及び建替、更新していくと仮定し試算した場合、普通会計分で年平均にして約132億円、今後20年間に2,638億円の経費が必要となると見込んでいます。

一方、普通会計以外（水道・下水道・病院事業）は、年平均にして約77億円、今後20年間に1,533億円の経費が必要となると見込んでいます。

公共施設等における将来の大規模改修及び建替、更新経費の推計（R8-R27）



公共施設等の大規模改修及び建替、更新経費

種別	1年当たりの 大規模改修及び 建替、更新経費	今後20年間に必要な 大規模改修及び 建替、更新経費
普通会計分	131.9億円	2,638億円
公共建築物	71.8億円	1,436億円
道路関係	60.1億円	1,202億円
市道	45.0億円	900億円
橋梁	10.2億円	204億円
農道・林道	4.9億円	98億円
普通会計以外	76.7億円	1,533億円
公共建築物（病院等）	2.7億円	53億円
管路関係	74.0億円	1,480億円
水道管路	43.9億円	878億円
下水道管路	30.1億円	602億円
合 計	208.6億円	4,171億円

2. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、保有している有形固定資産のうち償却資産（建物や工作物等）の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。この償却率が大きいほど、老朽化が進んでいることになります。

全体をとおして年々償却率が大きくなっており、老朽化が進んでいるといえます。公共建築物の有形固定資産減価償却率において、普通会計の数値が令和5年度から令和6年度にかけて減少しています。これは、出雲市総合体育館等の新築による新しい有形固定資産の増加によるものです。

（1）公共建築物の有形固定資産減価償却率の推移

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
普通会計	60.6%	62.2%	63.5%	61.2%	60.5%
普通会計以外	50.1%	51.8%	54.0%	56.6%	56.8%

（2）インフラ資産の有形固定資産減価償却率の推移

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
普通会計	56.0%	54.8%	56.6%	58.3%	60.1%
普通会計以外	39.5%	40.9%	42.3%	43.5%	44.8%

3. 公共施設等を長寿命化対策した場合の将来経費の見通し

計画的に長寿命化対策等を実施した場合の令和8年度から10年間の中長期的な公共施設等の維持管理修繕・更新等に係る経費については、普通会計で約702億円、普通会計以外で約249億円、合計で約952億円（1年当たり約95億円）を見込んでいます。

長寿命化対策等を実施した場合の今後10年間の将来経費の見通し

【令和8年度～令和17年度】

（百万円）

		長寿命化対策等を反映した経費			耐用年数経過時に単純更新した場合 ④	差額 (効果額) (③-④)	現在要している 経費 (過去5年平均)
		維持管理 修繕 ①	改修・ 更新等 ②	合計 ③ (①+②)			
普通会計	建築物 (a)	2,769	29,297	32,066	76,480	▲ 44,414	5,105
	インフラ施設 (b)	4,190	33,991	38,181	60,100	▲ 21,919	7,213
	計 (a+b)	6,959	63,288	70,247	136,580	▲ 66,333	12,318
普通会計以外	建築物 (c)	64	413	477	1,980	▲ 1,503	83
	インフラ施設 (d)	6,425	18,008	24,433	74,000	▲ 49,567	2,024
	計 (c+d)	6,489	18,421	24,910	75,980	▲ 51,070	2,107
建築物計 (a+c)		2,833	29,710	32,543	78,460	▲ 45,917	5,187
インフラ施設計 (b+d)		10,615	51,999	62,614	134,100	▲ 71,486	9,237
合計 (a+b+c+d)		13,448	81,709	95,157	212,560	▲ 117,403	14,425

【備考】

○建築物

学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

○インフラ施設

道路、橋梁、農道、林道、河川、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。

○維持管理修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕等をいう。
なお、補修、修繕については、補修等を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。（例）法令に基づく法定点検、自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等。

○改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。

（例）耐震改修、長寿命化改修等。転用も含む。

○更新等

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取替、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

【各経費の算出方法】

○維持管理修繕①、改修・更新等②

各会計について、令和8年度から令和17年度までの財政計画・経営戦略等を基に算出。

※財政計画が令和16年度までであるため、令和17年度については推定値を計上

○耐用年数経過時に単純更新した場合④

試算方法及び単価は、総務省が提供する更新費用試算ソフトを参考としており、経費算出の考え方については、21ページ及び22ページに示すとおりである。

○現在要している経費（過去5年平均）

過去5年間（令和2年度～令和6年度）の維持管理・更新等にかかった経費の平均

Ⅵ 公共施設等の総合的な取組の基本方針

1. 公共施設等を取りまく課題

公共施設等の現状を分析すると、次のことが課題となっています。

- 多くの公共施設を保有しており、人口一人当たりの保有量も多いこと。
- 整備後年数が経過し、老朽化への対応が必要な施設が多くあること。
- 現在保有している公共施設等をすべて大規模改修及び建替、更新し保持するには、多額の費用を要する見込であること。

公共施設等の保有・維持管理については、計画策定以降、保有量の適正化の面で一定の成果が出ているものの、上記の課題の解消に至っていません。人口減少や人口構造の変化、また、住民ニーズの変化、市の財政状況等を十分に検証し、引き続き今後の施設のあり方、保有量、使途等を勘案した取組を行っていく必要があります。

2. 総合的な取組の基本方針

本市の公共施設等を取巻く課題は、先に述べているように様々なものがあります。これらの課題に対応し、将来にわたって市民に対する行政サービスの向上を図るため、経営的な視点を用いたファシリティマネジメント※の考え方を取り入れながら、公共施設等の総合的な取組の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

○保有量の適正化

- ・施設の統廃合や譲渡等による保有量の削減
- ・施設の複合化等の検討

○施設の安全性の確保と長寿命化

- ・計画的な点検・診断による適切な修繕
- ・耐震化の推進

○維持管理経費の縮減

- ・管理方式の見直し等による維持管理経費の縮減
- ・施設の統廃合や譲渡等による維持管理経費の縮減

○民間活力の導入

- ・PFI制度等の活用
- ・指定管理者制度の活用

※ファシリティマネジメント

資産を経営資源としてとらえ、総合的かつ長期的な視点に立ち、コストや利便性の最適化を図りながら、企画、管理、活用する経営方式。

Ⅶ 具体的な取組方針

1. 基本的な取組方針

(1) 保有量の適正化

①公共建築物の取組方針

ア 施設の統廃合等の取組方針

本市の公共建築物は、整備後年数が相当経過した施設も多く存在しています。こうした建築物には、老朽化や耐震性の面から安全性に問題がある施設もあり、利用状況を踏まえ、施設のあり方を検討していく必要があります。また、人口推計においては、今後人口が減少し、人口構造の変化も想定されるため、こうしたことも考慮した取組を検討します。

平成26年4月に策定した「出雲市行財政改革大綱」では、以下の方針を掲げ取り組んできました。

「出雲市行財政改革大綱」(計画期間：平成26年度～令和5年度)

- 存続、統廃合・譲渡を検討・決定するための基準「ものさし」の設定
 - ・公共性や採算性、類似性及び地域性等を判断材料とした、数値化・可視化の推進
- 施設の統廃合等
 - ・類似施設の統廃合及び用途変更・多用途使用
 - ・特定の利用者の用に供する施設の譲渡及び貸与
 - ・民間で同様の施設が運営されている施設の譲渡・廃止
- 公共施設の適正配置
 - ・ライフサイクルコスト※を考慮した新規施設整備計画の検討
 - ・耐震補強等を除く既存施設の大規模改修の見直し
 - ・利用率や地域性を考慮した配置
- スピード感を持った見直しの推進
 - ・存続・統廃合等、施設ごとの見直し案の早期決定
 - ・丁寧な説明を行ったうえでの決断力とスピード感を持った実施
 - ・類似施設の管理は、所管課の集約を検討

※ライフサイクルコスト

新しい施設を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物の全生涯に要する費用の総額。

その後、令和6年4月に策定した「第3次出雲市行財政改革大綱」においても、公共施設の今後のあり方を取組項目の柱の一つとしており、方針として次のことを掲げています。

「第3次出雲市行財政改革大綱」(計画期間：令和6年度～令和15年度)

- 公共施設のあり方
 - ・「出雲市公共施設のあり方指針(第2次)」の着実な実施
- 公共施設の利用促進と管理運営
 - ・施設の利用促進
 - ・維持管理費の抑制
施設の維持管理費の精査・抑制と利用者数の増を図ることで、利用者1人当たりのコストを低減
 - ・施設の個別施設計画策定と取組の推進
- 公共施設整備の新たな手法の検討
 - ・民間活力を利用した新たな公共施設の整備手法の検討

また、平成27年3月に策定し、令和5年3月に改定した「出雲市公共施設のあり方指針(第2次)」においては、施設選別にあたって施設の評価を数値化し、これを基準に「施設が提供するサービスの公共性」や「施設の安全性」の視点を踏まえ、施設ごとにあり方の方針を定め、取組を進めています。

「出雲市公共施設のあり方指針(第2次)」施設選別の方針

(計画期間：令和5年度～令和12年度)

- (1) 廃止・使用中止
 - ①耐震性、安全性等に問題があり、耐用年数の状況からも今後の長期使用が見込めない施設
 - ②施設規模に対し使用者数、使用件数が少なく、近隣の類似施設等で代替が可能である又は代替の必要性が低い施設
 - ③現在、使用を中止している施設
- (2) 民間譲渡 ※基本的に事業の継続を条件
 - ①民間でも同種のサービスを提供している施設
 - ②安定的な収入があり、民間での運営が可能な施設
 - ③特定の使用目的の施設で、使用者又は管理者が限定的な施設
- (3) 地元移譲 ※無償で貸付し、維持管理全般は地元等で実施
 - ①主たる使用者及び対象地域が限定的な施設
- (4) 統合・複合化
 - ①同一の機能を持つ施設又は異なる機能を持つ施設と統合・複合化することで、効率的、効果的な運営が期待できる施設(新たな施設整備を伴う場合と既存施設へ機能移転のみ行う場合がある。)
- (5) 用途変更
 - ①設置目的に沿った使用がされていない施設
 - ②使用者が少なく、有効に活用されているとは言い難い施設
- (6) 管理改善
 - ①維持管理費に占める一般財源所要額の割合が高いなど収支改善が必要な施設
 - ②管理方法の見直しを必要とする施設
 - ③事業推進のため、施設及び事業のあり方を検討すべき施設

イ 延床面積削減の数値目標

本市の人口一人当たりの公共建築物の延床面積は、計画策定時に4.76㎡であったものが、4.35㎡に減少したものの、類似団体との比較においてははまだ開きがある状況です。また、令和8年度以降の大規模改修及び建替にかかる経費は、計画策定時に年間81.2億円であったものが、年間71.8億円程度に縮減するものの、依然として多額の費用を要する見込です。

こうしたことから、保有量の適正化に今後も継続して取り組むこととし、今後10年間の延床面積の削減目標を「出雲市公共施設のあり方指針（第2次）」に基づき、次のとおり設定します。

なお、削減対象の施設については、小中学校及び幼稚園等の教育施設、市営住宅、医療施設、供給処理施設（上下水道関連施設）は、一律の基準での削減等が難しい施設であるため、これらを除く施設とします。小中学校及び幼稚園、市営住宅については個別計画で方針を定めており、これらの計画に沿った取組を進めます。

期 間	目標数値等	削減対象施設
令和8年度～ 令和17年度	計画策定時の 延床面積から2割削減	行政系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、市民文化系施設、産業系施設、社会教育系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、公園、その他
令和18年度～ 令和27年度	令和8年度～令和17年度の 進捗状況等を勘案し、 再度、削減の目標値を検討	

ウ 延床面積の削減目標に対する取組実績

保有量の適正化を図るため、公共建築物の延床面積を平成28年度から令和7年度までの10年間に20%削減（削減面積73,767.2㎡）する目標を設定しています。

これまでの取組により、令和6年度末時点で約4万㎡を削減し、削減率は10.8%となりました。

なお、増床分を含めない場合は、削減面積が約8万8千㎡となり、削減率は23.9%となります。

対象施設

○公共建築物

※小中学校及び幼稚園等の教育施設、市営住宅、医療施設、上下水道関連の供給処理施設を除く)

取組期間

○平成28年度から令和7年度までの10年間

削減目標

○延床面積の2割削減 = 削減目標面積 73,767.2㎡

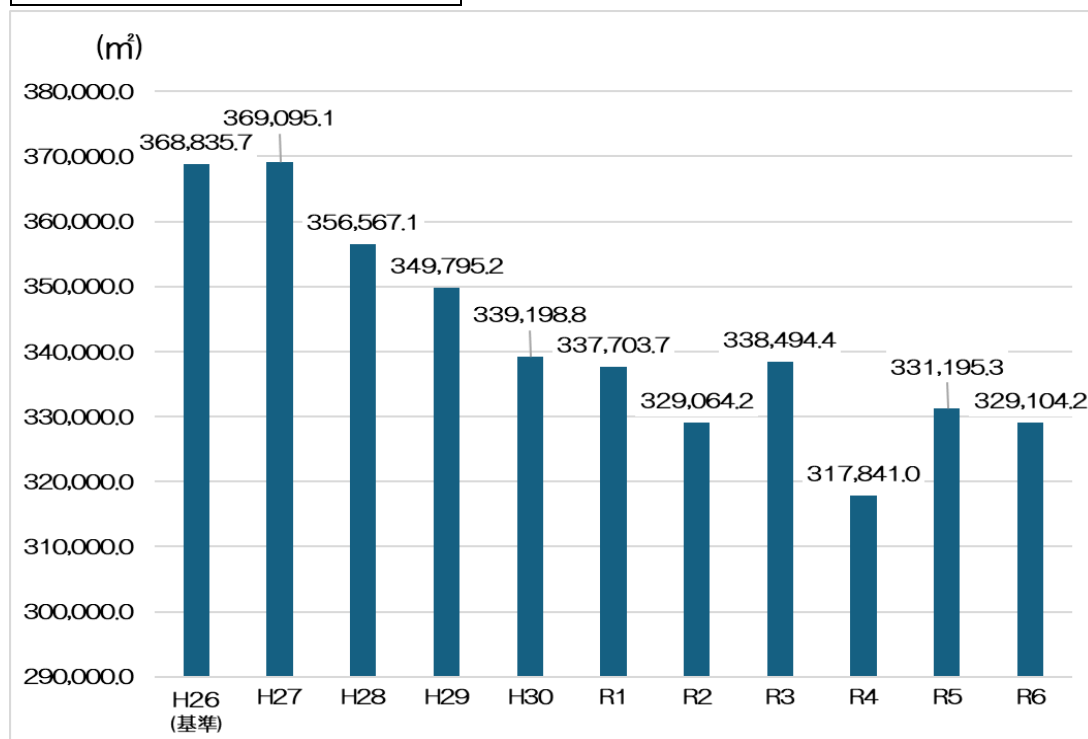
※計画策定時の延床面積 368,835.7㎡×削減目標率20%

削減実績

○令和6年度末時点の削減面積 39,731.5㎡（削減率：10.8%）

※増床した面積を含めない削減面積 88,142.9㎡（削減率：23.9%）

削減対象施設の年度別床面積の増減 (㎡)



②インフラ資産の取組方針

インフラ資産の整備にあたっては、社会基盤の整備状況や生活環境を考慮した整備に努めます。また、市の整備方針や財政計画等と整合を図りながら、計画的に整備を進めていきます。

水道事業・下水道事業が保有するインフラ資産の更新については、中長期的な経営計画の中で検討します。

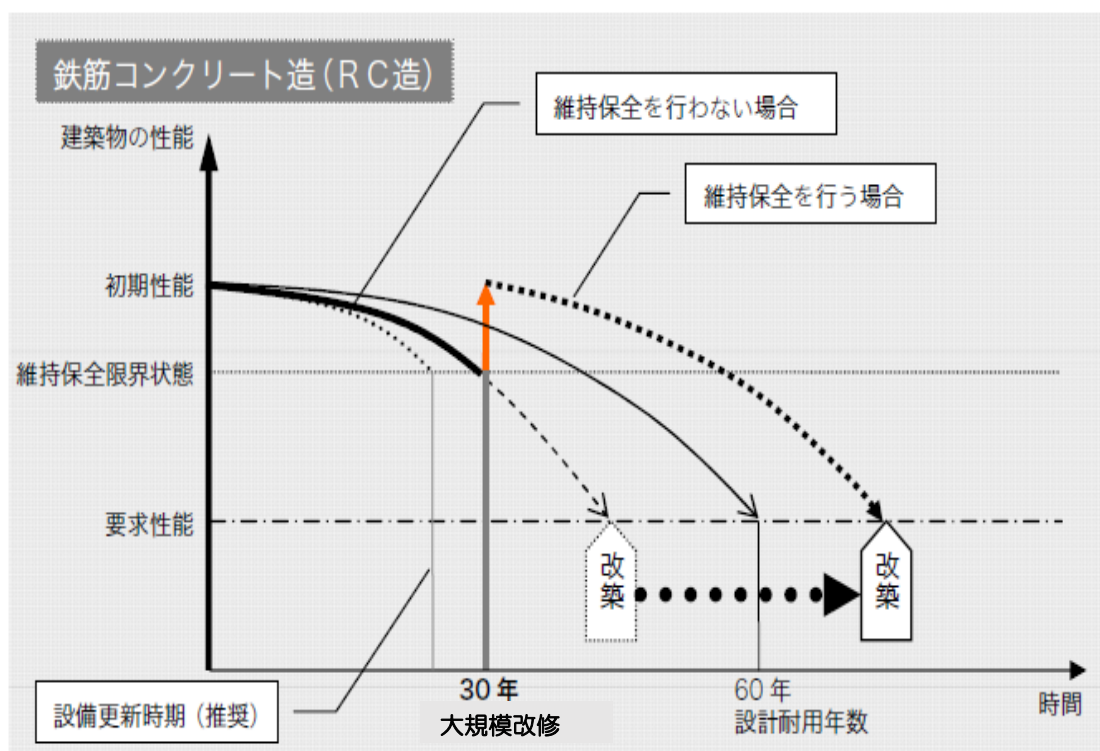
（２）施設の長寿命化

①公共建築物の取組方針

ア 長寿命化の取組方針

公共建築物を長期間使用していくためには、適宜、適切に改修・メンテナンスを行っていく必要があります。施設を長期間維持していくために、損傷が著しくなってから対応する「事後保全型」から、適切な時期に対策を行う「予防保全型」の取組を重視し、施設の長寿命化を推進します。また、必要に応じリフレッシュ工事（大規模改修）を実施します。

予防保全型（イメージ）



イ 耐震化の取組方針

昭和56年以前の公共建築物（旧耐震基準）が、全体の約2割を占めています。多くの施設で耐震補強の対策を行っていますが、補強等が必要な施設については、計画的に耐震工事を実施します。

ウ 安全確保及び点検・診断等の取組方針

安全性の確保は公共建築物にとって最も重要なことであり、多くの市民が集う「ホール施設」や「体育施設」については、特に安全な管理をしていく必要があります。

公共建築物を安全に安心して使用できるよう、施設の状況を定期的に点検し、施設本体の劣化状況等を検証します。また、必要に応じて、専門家による診断を実施します。

点検・診断により危険性が高いとされた公共建築物については、今後の施設の利活用状況等を勘案し、必要に応じ維持修繕工事等を実施します。

②インフラ資産の取組方針

ア 長寿命化及び耐震化の取組方針

インフラ資産の修繕については、公共建築物と同様に損傷が著しくなってから対応する「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに早期対策を行う等計画的な整備を行う「予防保全型」への転換を進めることで、施設の長寿命化を図ります。

また、インフラ資産がその機能を発揮し続けるためには、地震等の自然災害に耐える必要があるため、耐震性の向上を図ります。

イ 安全確保及び点検・診断等の取組方針

道路、橋梁等については、計画的な点検等により劣化による損傷を早期に発見し、早期に補修等を行うことにより、施設の性能と安全性を確保します。

劣化・損傷の程度や原因を早期に把握し対応するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について点検・診断をし、評価を行います。点検や診断の結果についてはデータベース化を図り、情報を蓄積し、活用していきます。

（３）維持管理経費の縮減

①公共建築物の取組方針

ア 管理方式の見直し等による維持管理経費の縮減

公共建築物の管理方式には、直営と指定管理者制度による管理があります。本市は、維持管理経費の縮減と民間の活力とノウハウの導入を目指し、市民ホールやスポーツ・レクリエーション系施設等多くの施設で指定管理者制度を導入しています。現在、直営としている施設についても、指定管理者制度の導入を検討します。指定管理者と連携

し、施設の魅力を発信しながら利用者の増を図ることにより、市費負担の軽減を図っていきます。

イ 施設の統廃合や譲渡等による維持管理経費の縮減

市が保有する公共建築物の維持管理経費は、多大なものとなっています。これは、多くの類似する施設があることなど、施設の保有量が多いことに起因しています。これらの施設を多用途に使用できる施設とする取組や、類似する施設の統合を図る取組等を行います。また、民間譲渡にも取り組みながら施設数の削減を行い、全体の維持管理経費の縮減に努めていきます。

②インフラ資産の取組方針

インフラ資産ごとに特性や維持管理等にかかる取組状況を踏まえ、種別ごとに最適な維持管理に関する方針を定め、計画的な修繕等を推進し、経費の縮減と平準化を図ります。

（４）民間活力の導入（ＰＰＰ※の活用）

公共建築物・インフラ資産の取組方針

ＰＰＰの活用方策として、指定管理者制度やＰＦＩの導入等が挙げられます。

本市では、公の施設の管理に平成１８年度から本格的に指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図っています。ＰＰＰ／ＰＦＩ事業の取組としては、出雲エネルギーセンターの建設にＤＢＯ方式、出雲市総合体育館の建設にＰＦＩ（ＢＴＯ）手法を取り入れ、事業を実施しました。

また、限られた財源の中で効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るため、令和６年３月にＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討指針を定めました。今後は本指針に則り、公共施設等の整備及び運営にあたり、更なる民間活力の導入を図ります。

※ＰＰＰ

パブリック・プライベート・パートナーシップの略称。公と民が役割を分担しながら、公共施設整備や公共サービス、公有財産を活用した公共性の高いプロジェクト等を実施していく際の様々な手法のこと。

（５）ユニバーサルデザイン化・脱炭素化の推進

公共建築物・インフラ資産の取組方針

公共施設等の整備、改修等に当たっては、乳幼児、妊婦、高齢者、障がい者、外国人等すべての人が、安全かつ安心して施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の推進を図っていきます。

また、本市は、脱炭素社会実現のため、令和３年６月に２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」に挑戦することを宣言しました。民間事業者との共同出資により設立した地域新電力会社「いずも縁結び電力株式会社」からの電力供給への切替、太陽光発電設備の設置等による再生可能エネルギーの導入や、ＬＥＤ照明等の省エネ性能に優れた機器、資材の導入による消費エネルギーの省力化等、インフラ資産における脱炭素化の推進に取り組んでいきます。

2. 施設類型ごとの取組方針等

(1) 公共建築物に関する主な計画

① 「出雲市公共施設のあり方指針（第2次）」（令和5年3月）

対象施設：159施設

分 類	施設数	分 類	
市民文化系施設	22	産業振興施設	10
市民ホール	6	労働・勤労会館	1
集会施設	12	農産物販売施設	1
その他	4	農業振興施設	3
社会教育系施設	29	商業振興施設	2
図書館	7	水産業振興施設	3
博物館	2	子育て支援施設	6
郷土資料館等	6	保育所	4
体験学習施設	3	子育て支援センター	2
同和対策関連施設	4	保健・福祉施設	19
その他	7	高齢者サービス等施設	4
スポーツ・レク施設	59	介護予防施設	5
体育館	12	障がい者福祉施設	1
プール	2	保健施設	5
サッカー場	3	社会福祉センター等	4
野球場	6	公園	3
テニス場	9	その他	3
その他スポーツ施設	15	環境衛生施設	1
キャンプ場	4	その他	1
観光公園	1	その他	10
温浴保養施設	2	駐車・駐輪場等	3
その他観光関連施設	5	その他	7

「出雲市公共施設のあり方指針（第2次）」では、市が保有している建築物の内、学校施設や住宅施設等のように個別に再編や長寿命化等を検討している施設区分や、法律により設置が規定されている施設区分を除いた159施設を対象に検討しています。このほか、第1次指針に基づき既に見直しに着手している6施設についても、同様に取組を進めています。

公共建築物の統廃合・譲渡等についての検討及び方針決定にあたっては、「一般財源投入割合」、「利用者一人当たりの一般財源の所要額」、「残存耐用年数又は築後の経過年数」、「今後の修繕費見込」、「類似施設の設置状況」及び「利用者数の推移」の6つの視点から、施設を評価し、数値化を行っています。また、それぞれの施設について行政が提供すべきサービスかどうか、施設の安全性の確保も含めて方針を策定しています。

現在、見直し対象施設については、この指針に基づき施設の統廃合や民間譲渡等の取組を進めています。

② 小中学校・幼稚園

ア 「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画」（平成24年3月）

「出雲市学校施設整備・耐震化基本計画」は、学校施設の現状と課題を把握するとともに、効率的な学校施設の整備と施設の長寿命化を図ることを目的としています。

令和6年度に耐震化事業は完了し、今後は老朽化した施設の改築事業や長寿命化改修事業に取り組むため、令和8年度に終期を迎える本計画に代わる新たな計画を策定する予定です。

イ 「今後の市立幼稚園のあり方に関する基本方針」（令和7年3月）、

「出雲市幼稚園の閉園に関する方針」（平成24年9月）

「今後の市立幼稚園のあり方に関する基本方針」は、少子化等により幼稚園の園児数が減少する中において、引き続き効果的な集団教育・保育を推進することを目的とし、令和7年度から令和11年度までの5年間を取組期間として、再編等に取り組むこととしています。

再編の進め方としては、「好ましい園児数等の目安」により、これに満たない園等について、中学校区単位を基本とした再編統合や民間による認定こども園化などを検討し、地元の了解を得ながら進めることとしています。

なお、上記の基本方針による再編等が進まない場合については、「出雲市幼稚園の閉園に関する方針」に基づき、学級数1以下の幼稚園を閉園の対象とし、この状態が2年続くとき、地元と閉園について協議し、了解が得られる場合のみ実施に移してい

くこととしています。

③ 市営住宅

- ・「第２期 出雲市公営住宅等長寿命化計画」（令和５年２月）

良質な市営住宅のストック形成に向け、点検の強化や住宅の建設からの経過年数や老朽度、設備の現状を踏まえた予防保全的な維持管理・改善を行い、長寿命化、長期活用によって、公営住宅等の適切かつ効率的な維持管理と整備を進めることを目的としています。

公営住宅の管理戸数については、需要推計により令和４年度の管理戸数１，３９２戸を令和１４年度には１，３５５戸とする目標を掲げています。

④ 病院事業

- ・「出雲市立総合医療センター経営強化プラン」（令和６年３月）

当院の施設は、平成７年に現在の本館(旧南館)棟が整備され、平成２２年には新館棟が整備されました。本館棟については竣工から３０年経過しており、徐々に老朽化の影響が見られています。地域の人口推計等から当面は現在の病床規模が必要となることから、長寿命化に向けた必要な改修等を行うとともに、国・県における新たな地域医療構想に基づく将来的な必要病床数の検討を踏まえた整備計画の検討が必要となります。

⑤ コミュニティセンター

- ・「出雲市コミュニティセンター整備に関する基本的な考え方」（平成２６年３月）

老朽化の進むコミュニティセンターをすべて新築や改築をしていくことは困難であり、適切な維持管理による長寿命化を図ることを基本としながら、耐震改修や増築などリフレッシュ整備などを優先することとしています。また、新築や改築が必要と判断した施設についても、利用実態等を十分考慮し、地域にとって真に使い勝手が良く、活発に利用いただける施設づくりに努めることとしています。

コミュニティセンターの配置については、現在、市内各地域の自治活動と多くの行政運営がコミュニティセンター単位を基本としており、現段階においては、現在の配置の継続が妥当と判断しています。しかしながら、人口の減少や高齢化、中山間地域と中心部における人口の二極化などを背景として、コミュニティセンターの間の規模格差が生じていることは明確であり、また、策定から１０年が経過する「出雲市コミュニティセンター整備に関する基本的な考え方」の見直しも含め、今後、より効率

的・効果的な運営が持続できるよう、コミュニティセンターのあり方を総合的に見直していく必要があります。

⑥ 水道事業・下水道事業（公共建築物）

ア 「出雲市水道事業ビジョン」（平成30年9月）

水道事業の現状分析と課題、将来の事業環境や住民のニーズなどに鑑み、課題の解決に向けた取組を実施し、50年後、100年後の水道の安定した供給のため、事業の安定経営となるよう、水道事業が目指す基本理念と基本方針を定めています。

イ 「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」（令和5年2月）

下水道処理施設については、一部の農業集落排水などの処理センターを廃止し、公共下水道等の処理施設に接続していくこととしています。

(2) インフラ資産に関する主な計画

① 道路・橋梁等

ア 「幹線市道整備10か年計画」

本計画は、主に国道・県道と接続し基幹的な道路網を形成する道路、地域間を連絡する道路、学校などの公共施設にアクセスする道路について、地域からの意見・要望を踏まえ、更なる利便性の向上や安全性の確保を図るものです。

道路整備には、多額の予算及び長期にわたる事業期間を要することから、本計画に基づき事業を推進しています。

イ 「生活環境道路改良事業計画(3か年)」

生活に密着した道路を主体に道路拡幅、側溝及び舗装改良等の整備を行い、交通の利便性や通行の安全性を向上させるため、3年間の事業計画を策定しています。現行の事業計画については、土木委員会において、とりまとめられた地域の要望箇所について、現地でヒアリングや調査を行い、改良の必要性等を一定の基準により判断し策定しています。

ウ 「道路ストック定期点検事業」

平成26年7月1日に道路法施行規則が改正され、道路構造物について、5年に1回の頻度で、近接目視による点検、健全性の診断等を行うことが義務づけられました。この法改正に基づく道路ストック定期点検事業により、道路橋・トンネル等の定期点検を実施しています。

エ 「公共土木施設長寿命化事業」

橋梁長寿命化修繕計画及び道路ストック定期点検の診断結果に基づき、予防保全的な措置を行うことにより計画的な老朽化対策を図り、地域の道路網の安全性、信頼性を確保していきます。

オ 「地域インフラ群再生戦略マネジメント」

今後、多くのインフラが老朽化を迎えることとなりますが、一方でメンテナンスを行う地域の土木技術職の担い手の確保が一層困難になると予想されます。複数分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にインフラの維持管理を行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント」に取り組んでいきます。

② 水道事業・下水道事業

ア 「出雲市水道事業ビジョン」(平成30年9月)

水道事業の現状分析と課題、将来の事業環境や住民のニーズなどに鑑み、課題の解

決に向けた取組を実施し、５０年後、１００年後の水道の安定した供給のため、事業の安定経営となるよう、水道事業が目指す基本理念と基本方針を定めています。

また、この基本方針に基づき課題解決を図るための個別の施策を実施することとしています。

イ 「出雲市下水道ストックマネジメント計画」（令和４年３月）

下水道事業全体の事業計画の中で、公共下水道の管路施設の延命化、維持管理費の縮減・平準化を図ります。

ウ 出雲市農業集落排水施設最適整備構想

下水道事業全体の事業計画の中で、農業集落排水の管路施設の延命化、維持管理費の縮減・平準化を図ります。

エ 出雲市漁業集落排水施設機能保全計画

下水道事業全体の事業計画の中で、漁業集落排水の管路施設の延命化、維持管理費の縮減・平準化を図ります。

③ その他インフラ資産

ア 「出雲市管理漁港長寿命化計画」（令和２年３月）

出雲市管理漁港の漁港施設及び海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減や年度ごとの事業費の平準化を図っています。

また、次期出雲市管理漁港長寿命化計画を策定するため、令和７年度から８年度にかけて、調査・検討業務を実施します。

イ 「公園施設長寿命化計画」（令和６年３月）

都市公園施設の健全度調査によって状況を把握し、施設ごとに必要となる計画的な補修又は更新を行うことを基本方針として定めています。長寿命化計画の策定により、対策が必要な施設の把握、年度ごとの事業費の平準化を図っていきます。

VII 施設の解体方針

1. 解体計画の策定

施設の統廃合や再配置等の結果、用途廃止した施設については、財政計画との整合を図りながら、計画的に解体を行っていきます。

施設の解体にあたっては、財源として起債を活用し、将来の財政負担の平準化を図ります。また、解体後の土地については、売却や有償貸付等の取組を進めます。

区分	施設名
今後解体に着手する施設	旧平田農業就業改善センター、斐川文化会館、 斐川第2体育館、旧出雲体育館、平田体育館、 旧平田コミュニティセンター、 鵜鷺コミュニティセンター

※上記のほか、今後も用途廃止した施設で有効な活用が見込めないものについては、順次解体を行っていきます。

Ⅸ 総合的な取組の推進体制

1. 総合的かつ計画的な取組を実現するための体制の構築方針

（１）維持管理に関する体制

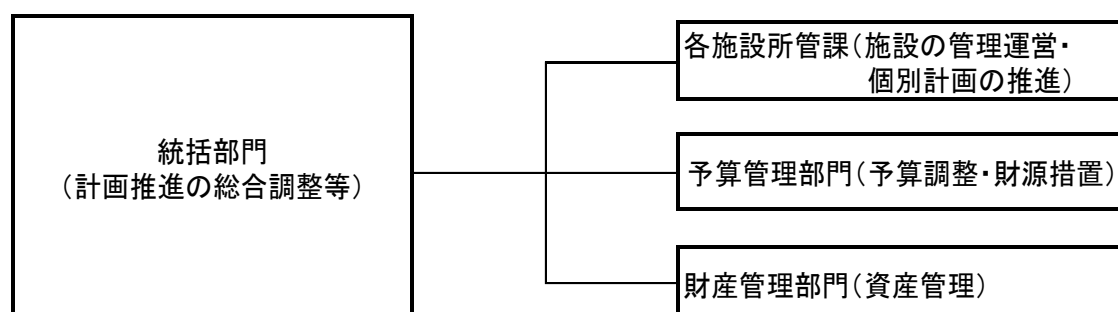
公共施設等の管理に関しては、現在、施設類型ごとに所管する部署が維持管理を行っています。公共施設等のうち公共建築物（学校施設・市営住宅等を除く）については、現在、行政改革課において「出雲市公共施設のあり方指針（第２次）」を定めたうえ、所管部署間の調整を図っています。今後とも同様な取組を行い、公共建築物の維持管理状況を横断的に把握し、一元的な方針を定め、効率的に維持管理を行っていくための推進体制を構築します。

（２）統廃合や民間譲渡等の取組

公共建築物の統廃合や民間譲渡等の取組については、関係課の連携が不可欠です。「出雲市公共施設のあり方指針（第２次）」等に基づく見直しにあたっては、統括部門（行政改革課）と施設所管課が連携し、関係者との調整・協議等を行います。また、民間譲渡先の公募手続は、原則として統括部門が一元的に行います。

施設の統廃合等を行った際には、施設の解体や用途廃止後の財産（普通財産）の有効活用が必要なことから、予算管理部門や財産管理部門と連携し、計画的かつ円滑に推進できる体制を整えます。統括部門は、総合管理計画の方針の改訂や目標の見直しを適宜行い、市全体の政策との整合を図ります。

公共施設等の総合的な取組の推進体制



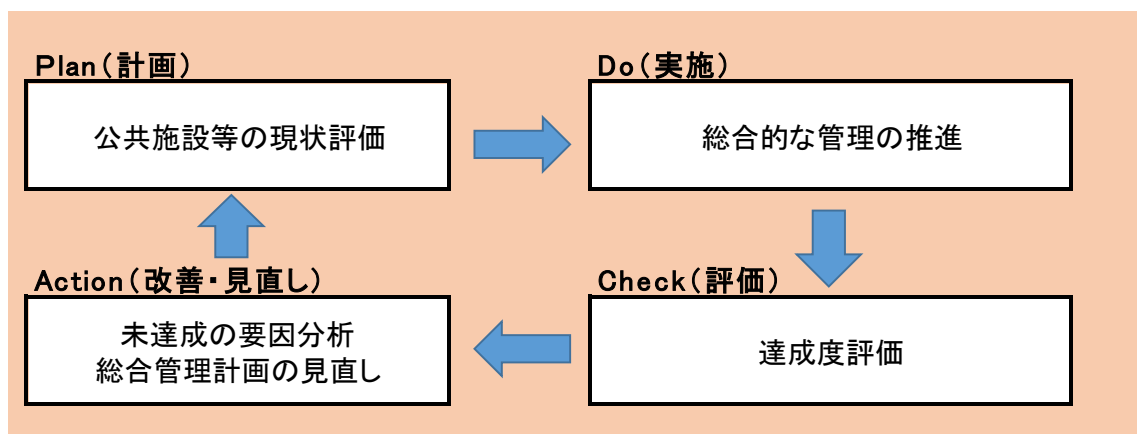
2. 情報の管理及び共有

公共建築物に関する情報の一元管理を行うため、財産台帳を利用し、各公共建築物の基本情報と管理運営状況の情報を管理するとともに、毎年度内容の更新を行います。また、インフラ資産についても基本情報のデータを集約し、今後の維持管理や更新の際に活用していきます。

3. フォローアップ体制

公共施設等の総合的な管理を推進するため、統括部門（行政改革課）、各施設所管課、予算管理部門、財産管理部門が連携するとともに、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルを活用する体制を構築します。

PDCAサイクルのイメージ



出雲市公共施設等総合管理計画

発行日 令和 8 年(2026) 3 月

発行 出雲市

編集 出雲市総務部行政改革課

〒693-8530 島根県出雲市今市町 70 番地

T E L : 0853-21-6265

E-mail : gyoukaku@city.izumo.shimane.jp